

つながりをたやさない社会のために

令和2年度「赤い羽根共同募金」にご協力をお願いいたします。



スマホからも、募金できます。



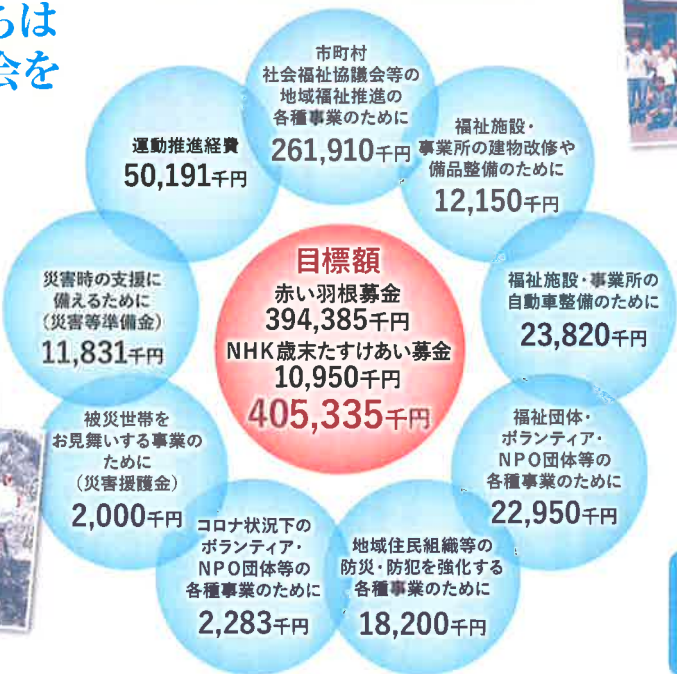
赤い羽根共同募金は地域の高齢者や障がいのある人、子どもや家族などのためのさまざまな地域福祉活動を支える“じぶんの町を良くするしくみ。”です。ご寄付をいただいた市町村で行われる福祉活動のために役立てられるほか、市町村を越えた広域での活動に活かされています。

昭和22(1947)年に戦災孤児の支援や福祉施設の整備から始まり、ボランティアや非営利団体の活動など、公的制度では手の届かない「困ったこと」の取り組みを支えてきました。いま自然災害や新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けて、困っている人たちを支えることが急務となっています。この町を良くするために、困っている人たちを支えるために、今年も赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いいたします。

令和2年度目標額と使途計画



募金の使いみちは持続可能な社会を支えます



共同募金の使いみちは、「はねっと」で公開しております。

はねっと

被災地支援はみなさまの募金に支えられています 誰一人取り残さない、持続可能な信州のために～

みなさまからお寄せいただく赤い羽根共同募金の一部は「災害等準備金」として積み立てられています。大規模災害が発生したときに、災害ボランティアセンターの運営などに配分され、被災地の災害等準備金が不足するときは全国の共同募金会が応援するしくみです。令和元年10月の台風第19号災害では、県内12か所に災害ボランティアセンターが開設され、全国の応援により被災者支援の活動が行われました。赤い羽根共同募金は被災地の復興・復興を支えています。

コロナ状況下でも、「つながりをたやさない」ための活動を応援しています

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活は大きく変わりました。子どもと家族、学校や職場など感染拡大の影響によるさまざまな生活課題が起こり、あらためて“つながり”と“ささあい”の大切さが再認識されました。赤い羽根共同募金は、コロナ状況下においても、地域に「つながりを絶やさず支援を届けるため」に活動を続ける団体を応援しています。

「共同募金」には税法上の優遇措置がありますのでご活用ください。

- 法人のご寄付／全額損金算入できます。
- 個人のご寄付／【所得税】(所得控除または税額控除の選択ができます。)
 - ①所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度)-2千円
 - ②税額控除額(その年分の所得税額の25%が限度)={寄付金額(年間所得の40%を限度)-2千円}×40%
 - 【住民税】税額控除額={寄付金額(年間所得の30%を限度)-2千円}×10%
- 確定申告の際、本会の領収書を添付してください。

住民や企業も行政も、みんなが力を合わせて誰一人取り残さない持続可能な社会実現を目指す国連採択のSDGsは、赤い羽根が進めてきたビジョンと一致します。赤い羽根といっしょに目の前の小さな活動を支えることがSDGs実現への近道です。

このチラシは、障がい者施設で印刷しています。



社会福祉法人 **長野県共同募金会**

〒380-0871 長野市西長野143-8
TEL026-234-6813 FAX026-234-3024
<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>

